



1995～1996年度RIテーマ

真心の行動
慈愛の奉仕
平和に挺身

Tokyo
Jama
Green
Rotary Club

青い空 緑の山と風
黄色のうねりは
人類の理想 文化を表わす。
それらが混然一体調和して
ロータリーの理想に向って
昂って行く姿を示している。

地区の標語 **原点に帰りロータリーの心を学ぼう**
クラブの標語 **親睦と奉仕でクラブの和を深めよう**

国際ロータリー第2750地区

東京多摩グリーンロータリー・クラブ

No.229 6-2
1995.7.19 発行

Weekly Report



第229回例会報告 (7/12)

(1995年～1996年度第2回例会)

◎司 会 SAA委員会副委員長 杉田 誠

◎ロータリーソング ソングリーダー 吉沢 洋景

「我等の生業」

◎お客様紹介 会長 萩生田茂夫

渡辺 晴俊 様 (多摩東分区代理、狛江RC)

栗山 輝夫 様 (多摩東分区幹事、狛江RC)

〔ご挨拶〕 多摩東分区代理 渡辺 晴俊

今年度の多摩東分区代理の重責を仰せつけられました、渡辺でございます。このクラブには大変申し訳ありませんが、チャーターナイト以来、初めてのメイクアップです。元来、私は堅苦しい事が大嫌いでした、分区代理というような立場で、尤もらしい事を言う事もあまり好きではありませんで、そういった事は、極めて不得手であります。ざっくばらんな、下賤な男でございます。今年度一杯、いろいろな事でお世話になると思いますが、よろしくご協力の程、お願い致します。

◎会務報告

会長 萩生田茂夫

1. 7月10日、新宿京王プラザHに於いて、ロータリー財団セミナーがありましたので出席してきました。詳細は、財団委員会より報告します。
2. 7月11日、多摩RCへ幹事ともども、就任の挨拶をして参りました。

◎幹事報告

幹事 橋口 洋三

- 1) 活動計画書の訂正をお願い致します。
 - ① P 17 会員増強委員会、P 18 職業分類委員会
未重鎮 → 未充填
 - ② P 33 年間記念日表の7月誕生日
遠藤 立一 → 遠藤 二郎
 - ③ P 56 クラブ役員及び理事、5年度会長エレクト
萩宇田 → 萩生田
- 2) 2750地区委員長会議、多摩東分区連絡会のお知らせ
 - ・ 7月17日(月) 2750地区職業奉仕委員長会議
虎の門パストラル、藤本職業奉仕委員長出席
 - ・ 7月20日(木) 多摩東分区、第1回分区連絡会
京王プラザホテル多摩、萩生田会長、橋口、赤尾地区
GSE委員、伊神地区青少年交換委員、西川さん出席
 - ・ 7月25日(火) 2750地区世界社会奉仕委員会
ホテル・サンルート東京(新宿) 高村世社奉委員長出席
会議での報告、発表よろしくお願い致します。
- 3) 近隣の殆どのロータリークラブから例会場、例会時間の臨時変更並びに休会のご案内が届いています。7月、8月のメイクアップは確認してから訪問して下さい。

東京多摩グリーンロータリー・クラブ

会 長：萩生田茂夫 副委員長：古尾警太郎
幹 事：橋口 洋三 委 員：平野行廣・飯島裕美・根本泰守
会報委員長：小城 章員 関岡俊二・城倉正博・戸田昭寿
例会場 多摩そごう7F バンケットルーム

事務局：東京都多摩市落合1-9-1
多摩センタービル7階
TEL 0423-72-6463/FAX 0423-72-6491

例会日 毎週水曜日12:30 月の最終例会18:30

委員会報告

◎ロータリー豆知識 ロータリー情報委員会副委員長 横倉 舜三

「クラブ（ロータリー）は、あなたを会員にする事はできるが、ロータリアンにする事はできない。それは、あなたの心（自己研鑽）次第である」

その他、ロータリー運動の必要条件（不変部分）と充分条件（可部分）を、ポール・ハリスの言葉で説明。

◎ニコニコBOX 親睦活動委員会委員 小林 和夫

渡辺 晴俊様：一年間、お世話になります。

栗山 輝夫様：一年間、お世話になります。

萩生田茂夫：分区代理、分区幹事両お客様ようこそ。

橋口 洋三：多摩東分区代理渡辺様、同幹事栗山様をお迎えして今年度もよろしくお願い致します。

橋口 洋三：宮本ロータリー情報委員長、本日の定款細則改正の卓話よろしくお願い致します。

中山 恒武：先週、他クラブにメーキングしてきたので

関岡 俊二：野茂、イチロー、松岡、伊達、さわやかなスポーツマンに拍手を送ります。

海野 栄一：よく降りますね。早く暑くならないかな…。

奥田 文夫：奥木様、大変お世話になりました。

宮本 誠：暑いですね。分区代理、分区幹事、よくおいで下さいました。

本日合計 金25,000円 累計 金4,471,158円

◎出席報告 出席委員会委員 大松 誠二

会員総数	56名
出席者数	45名
本日出席率	80.36%
前々回訂正出席率	94.63%（訂正なし）

■メークアップ 2名

中山 恒武 (7/5 城西)

高村 弘 (7/11 多摩)

■欠席届出者 9名

赤尾 恭雄 橋本 幸夫 伊神 稔

猪股 末男 石田 政昭 風間 茂穂

森田 舞子 新海源四郎 吉尾警太郎

■欠席者 2名

北村 幸彦 津守 弘範

メークアップ体験会

7月18日（火）12時30分～

東京多摩ロータリークラブ

◎親睦活動委員会 委員長 伊東 巖

1) 親睦旅行は10月25日予定していますが、時期が1週間程度前後します。近日中に、場所を含めて発表します。

2) 昨年開催した催しは、8月、9月 5周年記念事業で日程が詰まっているので、検討中。

◎野球同好会 藤本 吉文

東分区野球大会の日程は次のとおり

日時 9月5日、9月12日、9月19日

場所 府中健康センターグラウンド

初戦対戦相手 調布RC

◎ゴルフ同好会 伊東 巖

東分区ゴルフ大会の日程は次のとおり

10月17日 相模湖C.C.

5月23日 桜ヶ丘C.C.

◎創立5周年記念事業実行委員会 委員長 田中 實

グループリーダーの準備状況発表

広 報 遠藤 二郎

受 付 伊東 巖

会 場 足立潤三郎

進 行 海野 栄一

懇親会 臼井 博

記念誌 須藤 起雄

会 計 藤本 吉文

総 務 小城 章員、杉田 誠、吉沢 洋景

《創立5周年記念事業概要》

8月9日（水）18時30分～20時30分

「チャリティー演奏会」明大マンドリン倶楽部

パルテノン多摩大ホール

9月13日（水）

「式典」17時～18時

パルテノン多摩小ホール

「懇親会」18時30分～20時30分

パルテノン多摩会議室

全員の協力で成功させよう

実行委員会委員長 田中 實

【卓 話】

ロータリー情報委員会委員長 宮本 誠



改正クラブ定款について他

このところちょっと、ここに連続出演という感じで
すので今日は必要なことだけ、なるべく早口でしゃ
べって出来るだけ早く引っ込みたいと思います。

皆さん御存じのとおり、ロータリークラブのルール
は基本的に定款と細則の2本立てとなっております。
このうち定款は全世界共通のもので、これの改正は、
3年に1度、国際的に開かれる規定審議会によってし
か出来ないということになっております。この規定審
議会というのはロータリーの国際大会に先立って、全
世界の地区から代表が出て、大変厳密かつ民主的な
ルールと手続きによって徹底的に討議されて全世界か
ら集まった改正提案が審議されます。可決された案は
もう一度全世界の各クラブに返されて、反対であれば
再度国際大会までにその意志表明が出来ることになっ
ており、反対票の数によっては再度国際大会で検討さ
れて最終決定となって次年度7月1日より適用されま
す。今回は当地区からは秋山・パストガバナーが代表
となられ、この間のニースの国際大会で最終決定と
なって、この7月1日より適用されることになっている
訳で、結構大きな改正点もありますので、年度初め
に、ロータリー情報委員長として皆さんに解説衆知し
ておこうというものです。

それでは順を追ってまいります。まず御持参の活動
報告書65ページ、クラブ定款を開いて下さい。第5条
までは改正ありません。第5条第3節の終わりの方に
区域限界に関して、アンダーラインの部分「または既
存ロータリークラブの区域に含まれない直接に隣接す
る地域社会内」というのが付け加えられました。これ
はどういう意味かという、例えばうちのクラブで
は、区域限界は多摩市全域となっておりますが、これま
で、この多摩市に直接隣接する他のロータリークラブ
の区域限界内の方ならば会員にしても良いですよ、と

いうことであつたのですが、この改正は、他のクラブ
のテリトリーに入っていない空白地帯があれば隣接し
ていればその部分も結構ですよ、という意味で、日本
みたいにロータリーの空白地帯のあんまり考えられな
い所では現実的にはあまり改正の意味はありません。

次の改正点は67ページ。第5条第4節アディショナル
正会員についての、(b)の(3)、「少なくとも4年
間」という部分の4年間というのが改正されました。
アンダーラインがミスプリで落ちていたので入れてお
いて下さい。これまでは5年間でした。この意味は、
アディショナル正会員になれる資格の1つとして、
ローターアクトの経験5年というのがあったのです
が、4年でいいよ、ということになったということ
です。ちなみに御存じでしょうけれどもアディショナル
正会員というのは、正会員の承諾があれば、同じ職業
分類でも、もう1人だけは会員にしてもよいというシ
ステムです。

次の改正点は68ページ。第5条第6節(2)、アンダー
ライン部分「現職から引退したが…ことが出来る。」

これは大変な改正です。これまで、引退して職業を
代表しなくなった場合でも、3年間以上ロータリアン
であつたか、それともロータリアンで55才以上であれ
ば、自クラブでは自動的に、他のクラブなら通常の審
議手続きを経て引き続きロータリアンで居れるという
のがパストサービス会員のシステムでした。改正で
は、資格から、ロータリー歴と年齢制限をなくしてし
まいました。つまり、引退して無職の人で、元々ロー
タリアンでない人でも、かつてはロータリアンに似つ
かわしい職業的地位にあつた人で、職業分類以外では
現在もロータリアンに似つかわしいような人は会員に
してもよいですよ、ということです。但し、通常の会
員選挙の手続きが必要ですよということです。つまり、
元々ロータリアンの職業からの引退の救済措置として
でなく全く純粋に、職業を代表しない会員のジャンル
が出来たということです。

次の改正点は、70ページ。第7条第1節(a)、アン
ダーライン部分「…の前、または後の14日以内…」で
す。つまりメイクアップの可能期間が、大まかに言っ
て前後1週間から14日間ということは、28日、約
1ヶ月に延びて大変楽になったということです。

次の改正点は、73ページ、第10条第2節(a)の(3)、
としてアンダーライン部分「(3)クラブの区域限界外の
…従わなければならない。」が付加されたことです。
この意味は、会員が転勤その他で、クラブの区域限
界の外へ移転した場合でも、出席とか他の条件を満足
出来れば、そのままこのクラブの会員でいることが出
来ますよ、ということです。

次の改正点は第10条第5節の出席義務規定を明確に
解かり易く書き直ただけで、内容はこれまでと全く
変わりません。

最後の改正点は、第16条アンダーライン部分「男性代名詞、または女性代名詞のいずれも、他の性をも含む……」の部分です。この部分はこれまではどうなっていたかというところ「……男性代名詞は女性を含むものとする」となっていました。こんな違い、どうでもいいじゃないかと我々にはあまりピンときませんが、国際的にはどれくらい、男女の差別感について敏感であるかということで説明します。つまり、これまでのように、彼と書いてあっても、それは彼女という意味も含むことにしますよ、というのは、女性から見ると、先ず「彼」ありで、しょうがないから「彼女」も含むことにしたというふうに感じられるではないかと、それはケシカラン。最初から「彼」とか「彼女」とか書いてあるかもしれないけれど、それはどっちでもいいんだよ、というふうに改正したよ、ということです。

このことについては、実は今回、英文では、男女を示す代名詞を使わない定款として全面改正されているのですが、日本語では、この部分以外はこれまでと全く変わらない訳です。

以上が定款改正の全てです。全体として、会員を減らしたくない、増やしたいというR1の大方針に沿って、ルールが大幅に緩和されたということになると思います。今回の規定審議会では、この他に勿論、R1定款や細則の改正などいっぱいあるのですが、とりあえず、我々に身近な問題ではありませんので特に解説は致しません。知りたい方は事務局にもありますが、3年に1度発行されるこの「手続要覧」をお買いになれば、全て出ております。今年度から3年間のものが、もうすぐ発行されると思います。

それから、お手元に配ってある資料に、採択された決議95-184というものと95-185というものがあると思います。規定審議会は、ルールの改正は、制定案という名前で決定しますが、R1の今後の方針とか、考え方等については、「決議案」という形で採択します。これも今回いろいろありまして、例えば、亡くなられた規定審議会の会長を讃える決議とか、いろいろあるのですが、そのうちで我々に具体的に関係の生じて来そうなものを2つお知らせしておきます。

決議95-184は、ロータリーは2005年に設立100周年を祝うということ。それに向けて、ロータリー財団の恒久基金、つまりベネファクターによる基金を増やすことにした。2005年までの、この基金の達成目標を設定することにしたというものです。つまり、ベネファクターとしての寄付の達成目標を提示して各地区へ各クラブに要請するための国際的手続きをしましたよ、ということです。

次の決議95-185は、これまでも国際的ポリオ撲滅作戦としてR1は「ポリオ・プラス」を実施して来ましたが、改めて、2000年までにポリオを実際に撲滅し

て、100周年の2005年までに、それを撲滅したことを証明するということを、R1の最優先目標として決議したということです。日本のロータリーの中では「ポリオ・プラス」はもう終わりにすべきだというような議論も近年なされていたようですが、R1でこのように決議したからには、また、いろいろな形で協力要請なども出て来ると思われま

す。さて最後に、このように、3年に1度厳密な審議によって改正制定される定款ですので、ガバナーといえども勝手に変えたり勝手な解釈は出来ない訳です。そこで、この間の今年度第1例会の時に幹事が、年間スケジュールについて、定款では法定祝日以外に例会が休会に出来るのは年に2回だけとなっているのに、8/16、1/3、5/1の3回休むについては、私がガバナーに問い合わせて、1/3を法定休日とみなすということで、定款違反でないという、お墨付きをもらいましたという報告をされました。これについてちょっと付け加え説明しておきます。これについては定款第4条に規定されているのですが、1/3は法定休日でないのに休会と出来るか否かについて、私が円山カバナーに問い合わせの手紙を出しました。それに対して、ガバナーから直接電話をいただきまして、慣例上、正月3ヶ日は法定休日とみなしますので休会として結構です、という返事をもらった訳です。そこで、ガバナーといえども定款を勝手に解釈することは出来ないはずだという意味で、少々寂然としないうちに、ガバナーが責任を持ってくれるんだから、マッいいか、と思った訳です。ところがその後調べているうちに、田中パスト会長と私が所持していた古い文書が出て来ました。1974年、今から21年前に、東京が2つの地区に分れる前のガバナーで佐藤千壽さんという方が地区全クラブ会長幹事あてに出した「重要通知」という文書がありまして、例会のあり方、休会、振り方のあり方等について大変厳しいのですが基本的な考え方が示されております。尚、その中に、正月3ヶ日については日本の国情に照らして、休会とすることをR1が承認したと明記されているのが見つかりました。しかし、やはり定款と異なることについては、それ程厳密にちゃんと手続きがとられている訳であります。

ということで、本当に天下晴れて1/3は休むことが出来るということですので御安心いただきたいと思います。

—これからの卓話（予定）—

7月19日 田畑 博

「イニシエーションスピーチ」

8月 2日 寺田 嘉明様（地区増強委員長）

「会員増強について」

（今週の担当：小城 章員）